

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、令和2年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

令和2年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 佐藤 由也

河川名	免許 番号	漁業権者名	種苗放流数 (kg)									産卵場造成箇所数 (箇所)							人工ふ化数 (万粒)		
			あゆ	やまめ	いわな	うなぎ	こい	ふな	ひめま す	わかさ ぎ	もくず がに (尾)	あゆ	やまめ	いわな	うぐい	かじか	こい	ふな	わかさ ぎ	あゆ	わかさ ぎ
有家川	内共 第1号	種市南 漁業協同組合		60	30																
久慈川	内共 第2号	久慈川 漁業協同組合	1,000	1,700	300	—					200	4			1	1	1	1			
安家川	内共 第3号	安家川 漁業協同組合	100	500	50										10						
		下安家 漁業協同組合	450	1,800	20	—					1,000	3			3	3					
普代川	内共 第4号	普代村 漁業協同組合		70	30										2						
小本川	内共 第5号	小本川 漁業協同組合	700	670	150	—									2	1					
		小本河川 漁業協同組合	350	600		—			10				2			1	1	1			
撰待川	内共 第6号	田老町河川 漁業協同組合	100	60	20							4	2		2						
田代川	内共 第7号		150	60	20							8			2						
閉伊川	内共 第8号	閉伊川 漁業協同組合	3,000	1,600	800	—						13			16	16					
津軽石川	内共 第9号	宮古 漁業協同組合	150												1						
大槌川	内共 第10号	大槌河川 漁業協同組合	200	70	10							—			—						
小鮎川	内共 第11号		200	70	10							2			2						
鶴住居川	内共 第12号	鶴住居川 漁業協同組合	400	70	30							6			1						
吉浜川	内共 第13号	吉浜 漁業協同組合		52	36										2						
盛川	内共 第14号	盛川 漁業協同組合	1,000	400	50	—	—					5			1	2					
気仙川	内共 第15号	気仙川 漁業協同組合	1,300	600	100	—	—				5,000	2			25	2	1	1		5,400	
新井田川	内共 第16号	西部九戸河川 漁業協同組合	160	100	40	—	—								4			2			
馬淵川	内共 第17号	上馬淵川 漁業協同組合	500	400	100	—	—				200				5						
		南部馬淵川 漁業協同組合	3,100	300	100	—	—									3	2				
米代川	内共 第18号	岩手県米代川 漁業協同組合		50	30										1						

河川名	免許 番号	漁業権者名	種苗放流数 (kg)									産卵場造成箇所数 (箇所)							人工ふ化数 (万粒)						
			あゆ	やまめ	いわな	うなぎ	こい	ふな	ひめま す	わかさ ぎ	もくず がに (尾)	あゆ	やまめ	いわな	うぐい	かじか	こい	ふな	わかさ ぎ	あゆ	わかさ ぎ				
北上川 (上流部)	内共 第19号	北上川 漁業協同組合	420	140	46	-	-											2	1		1				
岩洞湖	内共 第20号	岩洞湖 漁業協同組合		90	80						130							5		10	5	5			25,000
松川	内共 第21号	松川淡水 漁業協同組合	150	120	210												4	3							
雫石川	内共 第22号	雫石川 漁業協同組合	2,800	500	150		-	150										10	1						1,000
		雫石川東部 漁業協同組合	50	30	5	-													10	3		10			
築川	内共 第23号	盛岡河川 漁業協同組合	300	200	30	-												5	2						
稗貫川	内共 第24号	稗貫川 漁業協同組合	1,000	250	50	-												38	2						
猿ヶ石川	内共 第25号	上猿ヶ石川 漁業協同組合	300	400	100	-												25	5	2	2				
		猿ヶ石川 漁業協同組合	300	110	50	-	-	21											4	2					300
豊沢川	内共 第26号	豊沢川 漁業協同組合	400	150	20	-												14		2	2				
和賀川 (上流部)	内共 第27号	西和賀淡水 漁業協同組合	300	50	50													1	1						
和賀川 (下流部)	内共 第28号	和賀川淡水 漁業協同組合	1,200	380	140	-												3	3						
胆沢川	内共 第29号	胆江河川 漁業協同組合	300	70	14	-												5	2						
広瀬川	内共 第30号			20		-	-											4							
人首川	内共 第31号			50		-	-											4							
衣川	内共 第32号			100	20	15	-												4						
磐井川	内共 第33号	磐井川上流 漁業協同組合		100	-													1							
砂鉄川	内共 第34号	砂鉄川 漁業協同組合	1,500	100	100	-							3,000					19	3	2					
合 計			21,980	12,012	2,986			181	130	400	9,000	49	2				242	56	19	24	5	5,400	26,300		

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゆ	1尾の重量	6グラム
やまめ	〃	6〃
いわな	〃	6〃
うなぎ	〃	30〃
こい	〃	50〃

- 2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。
- 3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。
- 4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定する等産卵場の保護措置を講ずるものとする。
- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。
- 6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。